

七	二節八〇五	ト	若し然らば神は如何して世を轉かんとすや
八	二節九〇九	ト	其榮光の増え我何ぞは罪人と爲れん乎
九	三節〇一五	ト	如く善を來らせんとて惡を作らん
十	三節〇八二〇九	ト	われら既にユダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在るを證せり
十一	三節一〇一五	ト	義人なし一人も有あしとわんが如し
十二	三節一〇一五	ト	曲て全く邪と爲れり善を作ものなし
十三	三節一〇一五	ト	舌の詭詐を爲し其唇に眞の毒を藏り
十四	三節一〇一五	ト	足の血を流さん爲に疾し
十五	三節一〇一五	ト	其下に在る者に示すと我憐れん
十六	三節一〇一五	ト	神の前に罪むる者と定らん爲なり
十七	三節一〇一五	ト	爲るも一人だに有とせず

二五	三章一〇一五	ト	若し爾もし律法を行ひ
二六	三章一〇一五	ト	法を守る者の儀文と對禮をもて
二七	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
二八	三章一〇一五	ト	ユダヤ人たるも實の對禮に非ず
二九	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三〇	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三一	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三二	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三三	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三四	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三五	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん
三六	三章一〇一五	ト	對禮なきも對禮せりと謂ざるを得ん

二	五八四十六
三	五九四十六
四	五九四十六
五	五九四十六
六	五九四十六
七	五九四十六
八	五九四十六
九	五九四十六
十	五九四十六
十一	五九四十六
十二	五九四十六
十三	五九四十六
十四	五九四十六
十五	五九四十六
十六	五九四十六
十七	五九四十六
十八	五九四十六
十九	五九四十六
二十	五九四十六
二十一	五九四十六
二十二	五九四十六
二十三	五九四十六
二十四	五九四十六
二十五	五九四十六
二十六	五九四十六
二十七	五九四十六
二十八	五九四十六
二十九	五九四十六
三十	五九四十六
三十一	五九四十六
三十二	五九四十六
三十三	五九四十六
三十四	五九四十六
三十五	五九四十六
三十六	五九四十六
三十七	五九四十六
三十八	五九四十六
三十九	五九四十六
四十	五九四十六
四十一	五九四十六
四十二	五九四十六
四十三	五九四十六
四十四	五九四十六
四十五	五九四十六
四十六	五九四十六
四十七	五九四十六
四十八	五九四十六
四十九	五九四十六
五十	五九四十六

に神の人を義とし給ふとハ顯れて律法と預言者の其證をさせり三即ちハ
 エスキラストを信するに由て其義を神ハ凡の信者に賜ふて區別なし三
 ハ人み亦既に罪を犯したれば神より榮を受るに足す三只キリストイエス
 の贖に賴て神の恩をうけ功あくて義とせらるゝ也三神はろの血によりて
 イエスを立て信する者の挽回の祭物とし給へり三神忍て巴往の罪を寛
 容にし給ひして是に就て今其義を彰さん爲め即ちイエスを信する者を義
 とし尙自ら義たらんが爲なり三然ハ誇とてろ安に在や有とせし何の法
 をもて無とするか行の法が非ず信仰の法あり三故に我おもふに人の義と
 せらるゝハ信仰に由て律法の行に由ず三神ハ獨ユダヤ人のみの神なる平
 等た異邦人の神からずや然また異邦人の神あり三予ハこれ禮せし者をも信
 仰に由て義とし亦對禮さき者をも信仰に由て義とする神ハ一位されバ實
 に然り三さらバ我儕信仰をもて律法を廢るや然らず反て律法を堅固する
 也

一	五九四十六
二	五九四十六
三	五九四十六
四	五九四十六
五	五九四十六
六	五九四十六
七	五九四十六
八	五九四十六
九	五九四十六
十	五九四十六
十一	五九四十六
十二	五九四十六
十三	五九四十六
十四	五九四十六
十五	五九四十六
十六	五九四十六
十七	五九四十六
十八	五九四十六
十九	五九四十六
二十	五九四十六
二十一	五九四十六
二十二	五九四十六
二十三	五九四十六
二十四	五九四十六
二十五	五九四十六
二十六	五九四十六
二十七	五九四十六
二十八	五九四十六
二十九	五九四十六
三十	五九四十六
三十一	五九四十六
三十二	五九四十六
三十三	五九四十六
三十四	五九四十六
三十五	五九四十六
三十六	五九四十六
三十七	五九四十六
三十八	五九四十六
三十九	五九四十六
四十	五九四十六
四十一	五九四十六
四十二	五九四十六
四十三	五九四十六
四十四	五九四十六
四十五	五九四十六
四十六	五九四十六
四十七	五九四十六
四十八	五九四十六
四十九	五九四十六
五十	五九四十六

然バ我儕が先祖アブラハムハ肉體について何の得し所ありと言ん
 三若アブラハム行に由て義と爲れたらんに誇るべき所あり然と神の
 前に有とせし三予ハ聖書に何と云るかアブラハム神を信するの信仰
 を義と爲れたり工を作もの價ハ恩と稱す受べきもの地然と工さき
 者も不義ある者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり工さく神
 に義とせらるゝ者の福あるとハ正にグデバが言る如し云ろの不法を免
 され其罪を蔽ひるゝ者ハ福ありハ主の罪を負せざる人ハ福ありと此の
 福ハ對禮の者にあるや對禮さき者にあるや抑われらアブラハムハ其信仰
 を義と爲れたりと言ふ然バ如何に義と爲れしや對禮を受し後ある平
 等た對禮を受ざる前あるか對禮を受し後からず對禮を受ざる前にあり三
 對禮の號を受しハ未だ對禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證
 あり此ハ對禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲あり三
 また對禮を受る者の父とされも唯對禮にのみ由ず我儕が父アブラハムハの

九	七	後三〇十二
十	八	後三〇九十一、四〇
十一	九	後九〇廿五、卅八、後三三
十二	十	後九〇廿九、卅三
十三	十一	後五〇十六、四、後前四〇
十四	十二	後六〇十五、四、三〇
十五	十三	後七〇四、卅一、八〇二
十六	十四	後八〇廿四
十七	十五	後九〇廿三

九 同に十字架に釘らるゝの罪の身滅て今より罪に役ざるが爲あるを我儕
 十 之に死して蓋死し者ハ罪より釋さるれば也。我儕も亦キリストに死に復
 十一 彼と偕に生人事を信す。キリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主
 十二 とならざるを知り。是其死しハ罪について一次死しなすも其いくるハ神に
 十三 ついて生るなり。如此か人ならも我儕の主イエスキリストにより罪に就
 十四 てハ自ら死者者また神に就てハ生る者なり。是意ふべし。是故に爾曹罪を
 十五 死べき肉體に王たらしめて其愆に徇ふ勿れ。また爾曹の肢體を不義の器
 十六 どなしして罪に獻ることを勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を
 十七 義の器となして神に事ふべし。蓋なんたら恩の下に在て律法の下に在て
 十八 罪ハ爾曹に主となること無れば也。然らば如何我等恩の下に在て律
 十九 法の下に在ざるが故に罪を犯すべきか非す。またなんたら身を獻げ僕と
 二十 誰に従ふども其從ふ所の僕たるを知ざるか。或ハ罪の僕とならば死に及び
 二十一 或は順の僕とならば義に及びべし。然んば我神に感謝す。爾曹ハ素罪の僕た

六	六	後一〇三三
七	七	後一〇三三
八	八	後一〇三三
九	九	後一〇三三
十	十	後一〇三三
十一	十一	後一〇三三
十二	十二	後一〇三三
十三	十三	後一〇三三
十四	十四	後一〇三三
十五	十五	後一〇三三
十六	十六	後一〇三三
十七	十七	後一〇三三
十八	十八	後一〇三三
十九	十九	後一〇三三
二十	二十	後一〇三三
二十一	二十一	後一〇三三
二十二	二十二	後一〇三三
二十三	二十三	後一〇三三
二十四	二十四	後一〇三三
二十五	二十五	後一〇三三
二十六	二十六	後一〇三三
二十七	二十七	後一〇三三
二十八	二十八	後一〇三三
二十九	二十九	後一〇三三
三十	三十	後一〇三三
三十一	三十一	後一〇三三
三十二	三十二	後一〇三三
三十三	三十三	後一〇三三
三十四	三十四	後一〇三三
三十五	三十五	後一〇三三
三十六	三十六	後一〇三三
三十七	三十七	後一〇三三
三十八	三十八	後一〇三三
三十九	三十九	後一〇三三
四十	四十	後一〇三三
四十一	四十一	後一〇三三
四十二	四十二	後一〇三三
四十三	四十三	後一〇三三
四十四	四十四	後一〇三三
四十五	四十五	後一〇三三
四十六	四十六	後一〇三三
四十七	四十七	後一〇三三
四十八	四十八	後一〇三三
四十九	四十九	後一〇三三
五十	五十	後一〇三三
五十一	五十一	後一〇三三
五十二	五十二	後一〇三三
五十三	五十三	後一〇三三
五十四	五十四	後一〇三三
五十五	五十五	後一〇三三
五十六	五十六	後一〇三三
五十七	五十七	後一〇三三
五十八	五十八	後一〇三三
五十九	五十九	後一〇三三
六十	六十	後一〇三三
六十一	六十一	後一〇三三
六十二	六十二	後一〇三三
六十三	六十三	後一〇三三
六十四	六十四	後一〇三三
六十五	六十五	後一〇三三
六十六	六十六	後一〇三三
六十七	六十七	後一〇三三
六十八	六十八	後一〇三三
六十九	六十九	後一〇三三
七十	七十	後一〇三三
七十一	七十一	後一〇三三
七十二	七十二	後一〇三三
七十三	七十三	後一〇三三
七十四	七十四	後一〇三三
七十五	七十五	後一〇三三
七十六	七十六	後一〇三三
七十七	七十七	後一〇三三
七十八	七十八	後一〇三三
七十九	七十九	後一〇三三
八十	八十	後一〇三三
八十一	八十一	後一〇三三
八十二	八十二	後一〇三三
八十三	八十三	後一〇三三
八十四	八十四	後一〇三三
八十五	八十五	後一〇三三
八十六	八十六	後一〇三三
八十七	八十七	後一〇三三
八十八	八十八	後一〇三三
八十九	八十九	後一〇三三
九十	九十	後一〇三三
九十一	九十一	後一〇三三
九十二	九十二	後一〇三三
九十三	九十三	後一〇三三
九十四	九十四	後一〇三三
九十五	九十五	後一〇三三
九十六	九十六	後一〇三三
九十七	九十七	後一〇三三
九十八	九十八	後一〇三三
九十九	九十九	後一〇三三
一百	一百	後一〇三三

六 しかば今ハ既に授られし所の教の範に心より服ひて。大罪より釋され義
 七 の僕とされれば也。我の言を藉て言ハる。爾曹が肉體よわき故なり。爾
 八 曹の肢體を獻て汚穢と惡の僕となり惡に至りし如く。今また其肢體をさ
 九 らげ義の僕となりて聖潔に至るべし。蓋なんたら罪の僕ありし時に義
 十 に事ざれば也。爾曹いざ恥る所のことを行ひし。是とき何の果を得たりし
 十一 や。此等のこの終ハ死なり。然んば今罪より釋されて神の僕となりたれば
 十二 聖潔に至るの果を得たり。且この終ハ永生あり。三罪の價ハ死あり。神の賜
 十三 ハ我儕の主イエスキリストに於て賜ハる永生あり。

十四 兄弟よ。我の言ハ法律を知る者に言ハる。法律ハ人の畢生するの主たるを
 十五 知る乎。夫ある婦ハ法律の爲に夫の生る間に。夫の生る間に。他人に適ハる婦と稱ふべし。若し
 十六 其法律より釋さる。然んば夫の生る間に。他人に適ハる婦と稱ふべし。若し
 十七 夫しなば。其法律より釋さる。故に人に適ども。淫婦に非ず。然れば。我
 十八 兄弟よ。爾曹もキリストの身に。より法律に就て。殺されしもの也。これ別人す

ハ 羅六廿二
 ホ 羅六廿三
 ニ 羅六廿四
 ハ 羅六廿五
 カ 羅六廿六
 キ 羅六廿七
 ク 羅六廿八
 ケ 羅六廿九
 コ 羅六卅
 カ 羅六卅一
 キ 羅六卅二
 ク 羅六卅三
 ケ 羅六卅四
 コ 羅六卅五
 カ 羅六卅六
 キ 羅六卅七
 ク 羅六卅八
 ケ 羅六卅九
 コ 羅六卅十
 カ 羅六卅十一
 キ 羅六卅十二
 ク 羅六卅十三
 ケ 羅六卅十四
 コ 羅六卅十五
 カ 羅六卅十六
 キ 羅六卅十七
 ク 羅六卅十八
 ケ 羅六卅十九
 コ 羅六卅二十
 カ 羅六卅二十一
 キ 羅六卅二十二
 ク 羅六卅二十三
 ケ 羅六卅二十四
 コ 羅六卅二十五
 カ 羅六卅二十六
 キ 羅六卅二十七
 ク 羅六卅二十八
 ケ 羅六卅二十九
 コ 羅六卅三十
 カ 羅六卅三十一
 キ 羅六卅三十二
 ク 羅六卅三十三
 ケ 羅六卅三十四
 コ 羅六卅三十五
 カ 羅六卅三十六
 キ 羅六卅三十七
 ク 羅六卅三十八
 ケ 羅六卅三十九
 コ 羅六卅四十
 カ 羅六卅四十一
 キ 羅六卅四十二
 ク 羅六卅四十三
 ケ 羅六卅四十四
 コ 羅六卅四十五
 カ 羅六卅四十六
 キ 羅六卅四十七
 ク 羅六卅四十八
 ケ 羅六卅四十九
 コ 羅六卅五十
 カ 羅六卅五十一
 キ 羅六卅五十二
 ク 羅六卅五十三
 ケ 羅六卅五十四
 コ 羅六卅五十五
 カ 羅六卅五十六
 キ 羅六卅五十七
 ク 羅六卅五十八
 ケ 羅六卅五十九
 コ 羅六卅六十
 カ 羅六卅六十一
 キ 羅六卅六十二
 ク 羅六卅六十三
 ケ 羅六卅六十四
 コ 羅六卅六十五
 カ 羅六卅六十六
 キ 羅六卅六十七
 ク 羅六卅六十八
 ケ 羅六卅六十九
 コ 羅六卅七十
 カ 羅六卅七十一
 キ 羅六卅七十二
 ク 羅六卅七十三
 ケ 羅六卅七十四
 コ 羅六卅七十五
 カ 羅六卅七十六
 キ 羅六卅七十七
 ク 羅六卅七十八
 ケ 羅六卅七十九
 コ 羅六卅八十
 カ 羅六卅八十一
 キ 羅六卅八十二
 ク 羅六卅八十三
 ケ 羅六卅八十四
 コ 羅六卅八十五
 カ 羅六卅八十六
 キ 羅六卅八十七
 ク 羅六卅八十八
 ケ 羅六卅八十九
 コ 羅六卅九十
 カ 羅六卅九十一
 キ 羅六卅九十二
 ク 羅六卅九十三
 ケ 羅六卅九十四
 コ 羅六卅九十五
 カ 羅六卅九十六
 キ 羅六卅九十七
 ク 羅六卅九十八
 ケ 羅六卅九十九
 コ 羅六卅百

五 かつち死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結ばんとせむ
 六 然も今われらを繋る者に於て死たれば律法より釋され骸文の舊様
 七 によす靈の新様に由て事ふ○七 然らば我憫何を言べきか律法の罪なるや
 八 非ず律法に由ざれば我罪の罪たるを識とあし夫律法に貪る勿れと言ざれば
 九 我貪慾の罪たるを識る也 而して罪の機に乗て我中に各様の貪
 十 慾を起せり律法なければ罪の死るもの也 九 われ昔し律法なくして生たれば
 十一 死命きたりて罪の活かへり我の死より十 斯て人を生さん爲の誠の反て是
 十二 われを死しむる者となれば何となれば罪の機に乗て我を誘ふ其誠
 十三 をもて我を殺せり 十一 律法の聖し識も聖く公義かつ善也○ 十三 然らば善な
 十四 る者われを死しむるか非ず死しむる者なり罪あり善ある者をもて我を
 十五 死しむれば其罪たること現はれ亦識に由て罪の甚しきと現るる也 十四
 十六 うれ律法の靈なる者と我憫の知ざれば我の肉なる者にして罪の下に賣れ

レ 羅五廿七
 ヲ 羅五廿八
 カ 羅五廿九
 キ 羅五卅
 ク 羅五卅一
 ケ 羅五卅二
 コ 羅五卅三
 カ 羅五卅四
 キ 羅五卅五
 ク 羅五卅六
 ケ 羅五卅七
 コ 羅五卅八
 カ 羅五卅九
 キ 羅五卅十
 ク 羅五卅十一
 ケ 羅五卅十二
 コ 羅五卅十三
 カ 羅五卅十四
 キ 羅五卅十五
 ク 羅五卅十六
 ケ 羅五卅十七
 コ 羅五卅十八
 カ 羅五卅十九
 キ 羅五卅二十
 ク 羅五卅二十一
 ケ 羅五卅二十二
 コ 羅五卅二十三
 カ 羅五卅二十四
 キ 羅五卅二十五
 ク 羅五卅二十六
 ケ 羅五卅二十七
 コ 羅五卅二十八
 カ 羅五卅二十九
 キ 羅五卅三十
 ク 羅五卅三十一
 ケ 羅五卅三十二
 コ 羅五卅三十三
 カ 羅五卅三十四
 キ 羅五卅三十五
 ク 羅五卅三十六
 ケ 羅五卅三十七
 コ 羅五卅三十八
 カ 羅五卅三十九
 キ 羅五卅四十
 ク 羅五卅四十一
 ケ 羅五卅四十二
 コ 羅五卅四十三
 カ 羅五卅四十四
 キ 羅五卅四十五
 ク 羅五卅四十六
 ケ 羅五卅四十七
 コ 羅五卅四十八
 カ 羅五卅四十九
 キ 羅五卅五十
 ク 羅五卅五十一
 ケ 羅五卅五十二
 コ 羅五卅五十三
 カ 羅五卅五十四
 キ 羅五卅五十五
 ク 羅五卅五十六
 ケ 羅五卅五十七
 コ 羅五卅五十八
 カ 羅五卅五十九
 キ 羅五卅六十
 ク 羅五卅六十一
 ケ 羅五卅六十二
 コ 羅五卅六十三
 カ 羅五卅六十四
 キ 羅五卅六十五
 ク 羅五卅六十六
 ケ 羅五卅六十七
 コ 羅五卅六十八
 カ 羅五卅六十九
 キ 羅五卅七十
 ク 羅五卅七十一
 ケ 羅五卅七十二
 コ 羅五卅七十三
 カ 羅五卅七十四
 キ 羅五卅七十五
 ク 羅五卅七十六
 ケ 羅五卅七十七
 コ 羅五卅七十八
 カ 羅五卅七十九
 キ 羅五卅八十
 ク 羅五卅八十一
 ケ 羅五卅八十二
 コ 羅五卅八十三
 カ 羅五卅八十四
 キ 羅五卅八十五
 ク 羅五卅八十六
 ケ 羅五卅八十七
 コ 羅五卅八十八
 カ 羅五卅八十九
 キ 羅五卅九十
 ク 羅五卅九十一
 ケ 羅五卅九十二
 コ 羅五卅九十三
 カ 羅五卅九十四
 キ 羅五卅九十五
 ク 羅五卅九十六
 ケ 羅五卅九十七
 コ 羅五卅九十八
 カ 羅五卅九十九
 キ 羅五卅百

十五 たり十五蓋わが行ふ所の者なり我も之を是とせず我が願ふ所のもの我これ
 十六 行ず我が惡む所のもの我これを行ふ者なり若われ願ざる所の者を行ふ時
 十七 律法を善とす然らば今より之を行ふ者なり我に非ず我が居てこの罪
 十八 なる善なる者なり我すなから我肉に居ざるを知りて願ふ所われに在る
 十九 善を行ふことを得ざれば亦われ願ふ所の善い之を行ふに反て願ざる所
 二十 の惡い之を行へり若われ願ざる所を行ふとき之を行ふ者なり我に非ず
 二十一 我に居てこの罪なり 三 是故に我善を行へんと欲ふときに惡の我に在る
 二十二 此一の法あるを覺ゆ 三 蓋われ内なる人に就て神の律法を樂めども 三 三
 二十三 が肢體に他の法ありて我心の法と戰ひ我を擲にして我が肢體の中に在る
 二十四 罪の法に從はするを悟れり 三 嗚わを困苦人なる哉この死の體より我を救
 二十五 へん者なり誰ぞや 三 是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝す然
 二十六 ば我みづから心にて神の法に服ひ肉にてハ罪の法に服ふなり
 二十七 是故にイエスキリストに在るものハ罪せらるる事なし 三 三 活す靈

カノ 羅〇五十一
九、五十二、七、八、十、

ク 來二〇七

ヤ 羅三六、羅三〇九

ユ 加五、二、五

ロ 哥羅二、五、六、七

リ 加一、四、五、六、七、八

ニ 林四、三、五、六、七

ハ 加一、五、七、八、九、十、十一

ヘ 林一、二、三

ニ 加一、四、五、六、七、八、九、十

ヘ 林一、二、三

カノ 羅〇五十一
九、五十二、七、八、十、

カノ 羅〇五十一
九、五十二、七、八、十、

ク 來二〇七

ヤ 羅三六、羅三〇九

ユ 加五、二、五

ロ 哥羅二、五、六、七

リ 加一、四、五、六、七、八

ニ 林四、三、五、六、七

ハ 加一、五、七、八、九、十、十一

ヘ 林一、二、三

ニ 加一、四、五、六、七、八、九、十

ヘ 林一、二、三

カノ 羅〇五十一
九、五十二、七、八、十、

ク 來二〇七

ヤ 羅三六、羅三〇九

ユ 加五、二、五

ロ 哥羅二、五、六、七

リ 加一、四、五、六、七、八

三 法のイエスキリストに由て罪と死の法より我を釋放せよ、れ律法の内に由て淫弱の能ざる所を神に爲たせし、即ち己の子を罪の肉の狀と

四 して罪のためには遣はし、肉に於て罪を罰し、爾るれ律法の義の肉に從ひ

五 以て從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり、肉に從ふ者、肉の事を念ひ

六 靈に從ふ者、靈の事を念ふ、肉の事を念ふ、死なり、靈の事を念ふ、生か

七 り安かり、肉の事を念ふ、神に乖るが故なり、是神の律法に服はず、又

八 服ふこと能ざるに因り、肉に在る者、神の心に適ふこと能はず、

九 神の靈ならんがらに住べ、爾等、肉に在るキリストの靈あり

十 者、キリストに屬する者也、若キリスト、爾等に在る體、罪に緣て死靈魂

十一 の義に緣て生れん、若イエスを死より甦らしむる者、靈、爾等に住べ、キリス

十二 たらん、後嗣たり、人即ち神の後嗣にして、キリストは、借に後嗣たる者なり

十三 我儕も、若し彼は、借に苦を受なば、彼は、借に榮をも受べし、大われ、今時の

十四 苦、我儕に顯れん、榮に比ぶべきに非ず、然る受造者の切望、神の諸子の

十五 顯れんことを俟るなり、するに、受造者の虚空に歸せらるる、其願ふ所に非

十六 ず、即ち之を歸する者に、囚り、また受造者みづから敗壞の奴たることを願

十七 神の諸子の榮なる自由に入んことを許れん、この望を有されたり、三萬の

十八 受造者、今に至るまで、共に歎き、共に勞苦とあるを我儕、已知たり、此等

十九 のもの、耳ならず、聖靈の初て結ぶる實を有る我儕も、自ら心の中に歡て、子と

二十 成んことを即ち我儕の身體の救れんことを俟、我儕が救を得り望により、

二十一 然る望を見、亦望みし、既に見よとの者、何で尙これに望んや、若われ

七	リ	田四〇二
八	カ	民十四〇二十六節前三
九	シ	羅六〇八五節
十	テ	羅三〇九
十一	シ	羅三〇九
十二	シ	羅三〇九
十三	シ	羅三〇九
十四	シ	羅三〇九
十五	シ	羅三〇九
十六	シ	羅三〇九
十七	シ	羅三〇九
十八	シ	羅三〇九

七 **り**と謂に**ハ**非**ハ**蓋**ハ**イスラエルより出る者てどく**ハ**イスラエルに非**ハ**ず
 亦**ハ**アラハム**ハ**の苗裔なればとて悉く其子たるに非**ハ**ず惟**ハ**イスラクより出る
 者なんぢの苗裔と稱らるべしと録されたり**ハ**即ち肉に由て子たる者これ
 ら**ハ**神の子たるに非**ハ**ず惟**ハ**約束に由て子たる者**ハ**其苗裔とせらるる也**ハ**期
 いたらば我來らん**ハ**アラに男子あるべしと**ハ**是約束の言なり**ハ**此耳ならず亦
 十二 **リ**べ**ハ**我儕の先祖**ハ**イサク**ハ**一人に從ひて二子を孕しとて**ハ**其子**ハ**イマテ生れ
 ず亦**ハ**善惡を行ざれば**ハ**神の選たまひし聖旨**ハ**變ることなく行に由て召に由
 十二 **を**彰さんどて**ハ**長子**ハ**幼子に服ん**ハ**ど**ハ**リべ**ハ**かに言たまへり**ハ**主録して我**ハ**ヤ
 十四 **コ**ブ**ハ**を愛し**ハ**エサウ**ハ**を惡めり**ハ**と有が如し**ハ**然らば我儕**ハ**なにを言ん**ハ**や神に不
 義ある所あるや有ことなし**ハ**神**ハ**モ**ハ**一七に曰われ**ハ**猶恤んと欲ふ者**ハ**を**ハ**猶恤わ
 十六 **れ**憐恤んと欲ふ者**ハ**を憐恤んと欲ふ者**ハ**も憐恤むべし**ハ**然らば願ふ者**ハ**も憐恤むべし
 十七 **の**神に由り**ハ**七聖書の中に神**ハ**バロ**ハ**に我なんぢを立る**ハ**特に爾をもて我が權
 能を顯し**ハ**又わが名を徧く世界に傳ん**ハ**が爲なり**ハ**と示し給へり**ハ**然らば神**ハ**の憐

十九	リ	田四〇二
二十	シ	羅三〇九
二十一	シ	羅三〇九
二十二	シ	羅三〇九
二十三	シ	羅三〇九
二十四	シ	羅三〇九
二十五	シ	羅三〇九
二十六	シ	羅三〇九
二十七	シ	羅三〇九
二十八	シ	羅三〇九

十九 **憐**んと欲ふ者**ハ**をわかれみ**ハ**剛愎にせん**ハ**と欲ふ者**ハ**を剛愎にせり**ハ**然らば爾われ
 二十 **に**言ん**ハ**神何**ハ**や**ハ**なば人**ハ**を責る**ハ**や誰か其旨に逆ふこと**ハ**を爲ん**ハ**と**ハ**主監人**ハ**よ爾何
 人なれば**ハ**神に言逆ふ**ハ**や造れし物**ハ**造し者**ハ**に向て爾何故に我を如此つくり
 二十二 **し**と云べけん**ハ**乎**ハ**三獨人**ハ**同に塊をもて**ハ**一の器を貴く**ハ**一の器を賤く造の權
 あるに非**ハ**ず**ハ**や**ハ**三も**ハ**し**ハ**神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備れる器を永
 三三 **く**耐忍とをなし**ハ**三また榮光に預じ**ハ**猶恤の器に其榮の豐盛なるを
 示さん**ハ**とせ**ハ**ば我儕何の言と有ん**ハ**や**ハ**三この**ハ**勢恤の器即ち我儕召れし所の
 者**ハ**の第一**ハ**エグヤ人**ハ**のみならず亦**ハ**異邦人**ハ**の中よりも召れたり**ハ**三**ハ**神**ハ**ホ**ハ**セヤの書
 三六 **に**我**ハ**我民ならざりし者**ハ**を我民と稱へ**ハ**愛せざりし者**ハ**を愛する者**ハ**と稱らん**ハ**三
 又**ハ**なんぢら我民ならず**ハ**と云言れたり**ハ**し其處の彼等も**ハ**猶恤の子**ハ**と稱らるべし
 三七 **と**言るが如し**ハ**言**ハ**イザヤも**ハ**イスラエルに就て呼り曰ける**ハ**イスラエルの子
 三九 **の**數**ハ**の海の沙の如かれ**ハ**悉く救ると者**ハ**いたる**ハ**僕々ならん**ハ**三**ハ**神**ハ**の義をもて其
 言を擲之を成竟るべし**ハ**蓋さだめ給ふ所の事**ハ**主悉かに此地に行ふべけれ

廿九	第廿九章一節
三十	第卅章一節
三十一	第卅一章一節
三十二	第卅二章一節
三十三	第卅三章一節
三十四	第卅四章一節
三十五	第卅五章一節
三十六	第卅六章一節
三十七	第卅七章一節
三十八	第卅八章一節
三十九	第卅九章一節
四十	第卅十章一節
四十一	第卅一章一節
四十二	第卅二章一節
四十三	第卅三章一節
四十四	第卅四章一節
四十五	第卅五章一節
四十六	第卅六章一節
四十七	第卅七章一節
四十八	第卅八章一節
四十九	第卅九章一節
五十	第卅十章一節

廿九 言也。言て前にイザヤ言て若萬群の主われらに裔を遣せりしならずバ我儕
 且巴にソフムの如ならん又ゴモラに同からん豈有が如し乎。然バ我儕何と
 か言ん義を追求めざる異邦人の義を得たり。是す亦ハウ信仰に由て之の
 義なり。然ルニ義の律法を追求めしイスマエルの律法に追及せり。吾
 此ハ如何なる故。彼等ハ信仰に由て律法に由て追求めん。然レニ律法に
 此ハ如何なる故。彼等ハ信仰に由て律法に由て追求めん。然レニ律法に
 者ハ辱しめられ且録されたるが如し
 兄弟。我心に願ふ所。神に祈る所。ハイスマエルの救れんとす也。ニ
 彼等ハ神に熱心なること。我證す。然レモ其熱心の智識に由て非ず。三彼等
 ハ神の義を識す。己の義を立んことを求て。神の義に服ハざる也。四凡て信ず
 名者の義とせられん爲にキリストハ律法の終とされり。五モ。七律法に由
 名義を指てハ之を行入者。之れハ由て生を得べし。と録したり。六然レモ信仰に
 由る義ハ如此。いへり。爾心にキリストを誘ひ下らん爲に誰か天に昇らん。と

七	第廿七章一節
八	第廿八章一節
九	第廿九章一節
十	第卅章一節
十一	第卅一章一節
十二	第卅二章一節
十三	第卅三章一節
十四	第卅四章一節
十五	第卅五章一節
十六	第卅六章一節
十七	第卅七章一節
十八	第卅八章一節
十九	第卅九章一節
二十	第卅十章一節
二十一	第卅一章一節
二十二	第卅二章一節
二十三	第卅三章一節
二十四	第卅四章一節
二十五	第卅五章一節
二十六	第卅六章一節
二十七	第卅七章一節
二十八	第卅八章一節
二十九	第卅九章一節
三十	第卅十章一節

七 言て勿れ。又キリストを死し者の中より誘ひ還らん。爲に誰か陰府に降
 らん。と。言て。勿れ。然バ何と。言ん。道ハ爾に近ク。爾の口にあり。爾の心
 あり。と。是す。ナハ。我儕が宣る所の信仰の道。亦ハ。九。蓋。亦。し。爾。口。に。て。主。イ。エ
 ス。を。認。り。し。又。爾。心。に。て。神。の。彼。を。死。よ。も。豊。ら。し。む。を。信。せ。バ。救。る。べ。し。と。り。れ
 人ハ心に信じて義とせられ口に認りして救るゝなり。十聖書に凡て彼を信
 する者ハ辱められ。と。云。り。ニ。ユ。ダ。ヤ。人。と。キ。リ。ス。ト。の。別。な。し。蓋。凡。て。の。者
 の。主。ハ。惟。一。な。れ。バ。な。り。凡。ろ。之。を。禱。求。る。者。に。ハ。恩。を。豊。盛。に。し。三。凡。て。主。の。名
 を。禱。求。る。者。ハ。救。る。べ。し。十。然。バ。未。だ。信。せ。ざる。者。を。何。で。禱。求。る。と。を。得。ん。や。未
 だ。聞。ぎ。る。者。を。何。で。信。ず。る。と。を。得。ん。や。未。だ。宣。る。者。を。何。で。聞。く。と。を。得。ん
 や。十五。も。し。遣。され。バ。何。で。宣。る。と。を。得。ん。や。鏢。して。和。平。な。る。言。を。宣。む。た。善
 事。を。宣。る。者。の。其。足。ハ。美。し。き。誠。と。あ。る。が。如。し。十六。然。レ。モ。悉。く。福。音。を。聽。從。し。て。非
 ず。イ。ザ。ヤ。曾。て。主。と。我。儕。が。宣。る。所。を。信。せ。し。者。ハ。誰。が。平。と。云。ふ。也。然。レ。モ。信。仰
 ハ。聞。より。い。て。聞。く。と。の。神。の。道。に。由。る。な。り。十八。わ。れ。聞。ん。彼。等。ハ。未。だ。聞。ぎ。り

イ 羅九〇四本在四〇四
 四〇六五
 口 卅三〇二
 ア 羅十五〇二
 二 羅九十四本在四〇一
 卅七三三三
 三 卅七三三三
 ト 羅九〇一
 四〇四七
 四〇四五

十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六

しか開り其聲の遍く世界に出うの言の地の極にまで及びり我また問ん
 イスラエルの知ざりしか知り曩にモ一セ云われ民に非ざる者をもて爾曹
 を嫉妬せん又愚かる民をもて爾曹を怒らせんとイザヤ憚ること亦く言
 けるの我を尋ざりし者に我わへり問ざりし者に我わらわれぬニ又イスラ
 エルに就ての我終日手を擧て憐れ憐れざる民に向へり云し也
 然るに我の神の民を棄しや決して然らず何と云れバ我も亦イ
 スラエルの人アブラハムの裔ベニヤミンの支派なりニ神の其預しめ知給
 ふどころの民を棄ざりキ爾曹エリヤについて聖書に載たる事を知ざるか
 彼イスラエルを神に訴曰けるハ主よ彼等ハ爾の預言者を殺し爾の祭壇
 を毀てり只われ遺れしに又我命をも求めんとする也 然るに何と神の答給
 ひし乎われ自己の爲に「アル」に跪づかざる者七千人を存せり是の如
 く今も亦汝恩の選に由て遣れる者ありキもし恩に由りてに由ざるなり
 否ざれば恩の恩たら赤若し功に由りて恩に非ず否ざれば功に功たらざる

列 羅九卅二至三三
 北 羅九〇十頁六〇五十二
 南 羅九〇十頁九〇四
 カ 本三〇四十五
 西 羅九〇十頁二五三
 五 羅九〇十頁二四六四
 六 羅九〇十頁二四六四
 七 羅九〇十頁二四六四
 八 羅九〇十頁二四六四
 九 羅九〇十頁二四六四
 十 羅九〇十頁二四六四
 十一 羅九〇十頁二四六四
 十二 羅九〇十頁二四六四
 十三 羅九〇十頁二四六四
 十四 羅九〇十頁二四六四
 十五 羅九〇十頁二四六四
 十六 羅九〇十頁二四六四
 十七 羅九〇十頁二四六四

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

る也 然バ何を言んイスラエルの其求る所を得ず選れし者ハ之を得て遺
 れし者ハ預せられたりハ神ハ今日に至るまで彼等に預き心見ざる目開え
 ざる耳を予ふと録ざれしが如し九亦ダビデ曰けるハ彼等が筵席かハりて
 機檻となれ網羅となれ硬物となれ其報となれ 彼等の目を矇して見しめ
 ず其背を常に屈しめし然バ我ハいハん彼等が驕ハ倒に及しや然らず反て
 彼等が錯失により救ハ異邦人に及べり是イスラエルを激させんが爲なり
 十二若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富となり況て彼等
 の盛なるに於てを予三我なんぢら異邦人に言ん我ハ異邦人の使徒なるが
 故に我職を敬重せり 是わが骨肉の者を如何してか激し其中より數人を
 救んが爲なり 五若かれらの棄らるゝと世の復和となりば其収納ざるハ
 死たる者の中より生るに同からず平 六もし舊新のパンキよからバ凡のバ
 ンも亦潔もし根キよからバ枝も亦潔かるべし 七もし幾數の枝を折れたる
 に爾野の橄欖なるうれを其中に接れ共其根により共其汁漿を受るな

子 羅士三十四頁七

ラ 卷三十四、十世三

ハ 本七〇九、卷十三〇七

非リ 卷三十四、十六

ヲ 卷五十九、廿一

オ 卷七〇九、卷六〇世

ク 耶申二、廿七

ヤ 申十、五

子 羅士三十四頁七

ラ 卷三十四、十世三

ハ 本七〇九、卷十三〇七

非リ 卷三十四、十六

ヲ 卷五十九、廿一

オ 卷七〇九、卷六〇世

ク 耶申二、廿七

ヤ 申十、五

ヤ 長三〇九

ク 卷二〇

コ 卷六、七十七、九

ク 卷三十五

ク 卷五〇、四十一、

ク 卷九十七、八〇、

キ 卷六十三、前六十九

ク 卷三十五、六

ク 卷五〇、

ク 卷一〇五、

ク 卷十二〇、七、十一、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

ク 卷十七、二十、

らバ 十八の枝に向ひて誇る勿れ假令廢るとども爾の根を保ち根ハ爾を保

たり 然バ爾枝の折れたるハ我が接れ九爲なりと言九三然也彼等の折れ

たるハ信仰により爾が立るハ信仰に因なれば誇ると勿た戒懼よ三蓋

神もし原樹の枝をさへ惜まずバ悪クハ爾をも惜まじ三然ハ神の慈と嚴

なるをを觀よ其嚴なることハ墮者に顯れぬ爾慈に居バ其慈ハ爾に在ん

然ざれば亦爾も斫離さるべし三もし不信仰に居ずバ彼等も亦接れ九神ハ

能これ接得れば也三爾もし本らまれつきたる野の橄欖より斫れ其生稟

お反て嘉橄欖に接れたらんハ况て原樹の枝ハ己が其橄欖に接れざらん

乎三兄弟よ我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此奧義を知ざるを欲ま

ず即ち幾分のハスラエルの酒櫃ハ異邦人の數盈るに至らん時安で也三然

てハスラエルの人悉く救るを得ん録して救者ハシオンより出てヤコブの

不虔を取除かん三且その罪を赦す時に我かれらに立ん所の誓ハ此也と有

が如し三福音に就てハ爾曹の益の爲に彼等ハ憎まれ選擇に就てハ先祖の

故によりて彼等ハ愛せらるる也三九ハ神の賜と召ハ易ることなきに因乎

昔なんぢらハ神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受たるが如く三

今かれらの背るハ爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を受んため也三うれ神

ハ衆人を憐れんが爲に威これに不服の中に入かてめり三わと神の智と謙

の富ハ深かな其審判ハ測り難く其踪跡ハ索ね難し三孰か主の心を知し孰

か彼と共に議ることとを爲しや三孰か先かれに施て其報を受んや三萬

物ハ彼より出かれに倚かれに歸ればなり願くハ世々榮神にわれアマソ

然バ兄弟よ我神の諸の慈悲をりて爾曹に働うの身を神の意に適

ふ聖き活る祭物となして神に獻よ是當然の祭なり三又この世に效ふ勿れ

爾曹神の全かつ善にして憐れんが爲に心を化して新にせよ三我

らくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん心を高り思を過すと勿れ神の各人

に賜りたる信仰の量に従ひて公平に思念べし三即ち我儕一體に多の朕わ

れ悉く皆うの用を同らせざるが如く五各人キリストに於て一體たれば亦

五

四

三

二

一

五

四

三

二

一

ス 羅六四
イ 本〇二頁四二二
ハ 羅〇六
ニ 九
三 前二〇二二
四 前二〇三頁五
五 前二〇三頁九
六 前二〇四頁九
七 前二〇四頁九
八 前二〇五頁二
九 前二〇五頁二
十 前二〇五頁二
十一 前二〇五頁二
十二 前二〇五頁二
十三 前二〇五頁二
十四 前二〇五頁二
十五 前二〇五頁二
十六 前二〇五頁二
十七 前二〇五頁二
十八 前二〇五頁二
十九 前二〇五頁二
二十 前二〇五頁二

六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

たが以に其肢たる也。然らば賜の所に恩に藉て各々賜を異にせり。或は預
言を以て信仰の量に循ひて預言をなし。或は行事を以て其行事をなし。或
は教誨をなす者、其教誨をなし。勸慰をなす者、其勸慰をなし。賙濟をな
す者、其答なく施して治理をなす者、其解らば治め務恤をなす者、其歡びて憐
むべし。其愛の儼らむと勿れ、惡の惡、善の善、兄弟の愛を以て互に愛し。禮
義を以て相讓り。勸て情らば心を執して、主に事へ。望みて喜ぶ患難に耐へ
祈禱を恒にし。十二聖徒の匱乏を賑恤し。遠人を感勸にせよ。十五爾曹を害ふ者を
祝し、之を祝して詛ふべからず。十五喜ぶ者と共に喜び、哀む者と共に哀むべし
十六相互に意を同らし、聲大志をなさず。反て卑微に附し、又自己を知どする勿
れ。十七惡をもて惡に報ふる勿れ。衆人の善とする所に記て之をなし。十六行得
べき所、其力を竭して人々を睦親むべし。其わが愛する者、其仇を報るな。其
れ退きて主の怨を待らば、其録して主の目給ひける。其仇を復す。其我に在われ
必ず之を報んとあわれむべし。是故に爾の仇も、其亂なば之に食ひせ若し。渴か

ウ 陸六〇七頁卅七
エ 前二〇三頁
オ 前二〇三頁
カ 前二〇三頁
キ 前二〇三頁
ク 前二〇三頁
コ 前二〇三頁
ケ 前二〇三頁
コ 前二〇三頁
セ 前二〇三頁
ソ 前二〇三頁
タ 前二〇三頁
チ 前二〇三頁
ツ 前二〇三頁
テ 前二〇三頁
ト 前二〇三頁
ナ 前二〇三頁
ニ 前二〇三頁
ノ 前二〇三頁
ヘ 前二〇三頁
ホ 前二〇三頁
ヘ 前二〇三頁
ト 前二〇三頁
ナ 前二〇三頁
ニ 前二〇三頁
ノ 前二〇三頁
ヘ 前二〇三頁
ホ 前二〇三頁
ヘ 前二〇三頁
ト 前二〇三頁
ナ 前二〇三頁
ニ 前二〇三頁
ノ 前二〇三頁

二
三
四
五
六
七
八
九

れ善をもて惡に勝べし
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九

ハ之は欲せよ。爾如此する。其熱衷を彼の者に積なり。二
なんぢ惡に勝ると勿
れ善をもて惡に勝べし
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九

凡有とこの權の權の神の立たせし所、其權に悖る者、其神の
定本逆くなり、逆者、其自ら其審判をうくべし。三
有司の善行の畏に非ず。惡行
の畏あり。爾權を畏する。こと欲ふ。平たき善を行へ。然らば彼より、其獲え
彼り爾に益せんと爲の神の僕なり。若し惡を行へば、其畏れよ。彼り徒らに刃を操ず
神の僕られ、其惡を行へば、其怒をもて報ゆる者なり。五
故に之に眼へ、惟怒に
縁てのみ、服す。其良心に縁て、服すべし。六
是故に爾曹、其責を納ふ。彼等、其神の用人
にして、常に此職を司せり。七
なんぢら受べき所に、人々に之に予し、其責を受
べき者に、之に實し。税を受べき者、之に税し。畏るべき者に、其畏れ故
べき者、之を敬べ。八
なんぢら互に愛を負ひ、故に凡の事を人に負て、其勿れ
蓋人を愛する者、其律法を完全す。九
れ、奸淫する勿れ。殺す勿れ。竊む

勿れ妄の證を立る勿れ食る勿れと曰る此餘な汝識あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり、愛の隣を害はず是故に愛の律法を完全す、此の如く行べし我憐の時に今、爾より猶べきの時なり蓋信仰の初より更に我憐の救へ近し、三夜すでに夜に近けり故に我憐暗昧の行を去て光明の甲を衣べし、三行を端正して晝あゆみ如くすべし饗餐酔酒を去ち好淫好色また爭鬪嫉妬に歩むと勿れ、惟なんちら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行はぬが爲に其備をなすてと勿れ

羅馬書 信仰の弱き者を納よ然、其意ふ所を語る勿れ、或人の凡の物を食ふべしと信じ、或人の弱して只野菜を食へり、食ふ者、食ざる者を藐視る、こと勿れ、食ざる者の食ふ者を審判する勿れ、神これを納れ、何ん、他人なれば他人の僕を審判する、か彼の、或り立、或る、以、倒る、こと、其主に由り、彼また、必、立、ら、れ、ん、神、能、これ、を、立、得、れ、也、或人の、此目、を、彼日、に、愈れり、とし、或人の、諸日、も、み、不、同、す、各人、み、づ、か、ら、定、て、其、心、を、堅、す、べ、し、

- イ 利三〇八
- ク 前十三〇四至七
- コ 前五〇一至、路廿〇八
- カ 前五〇一、二、前五〇五至
- セ 路廿〇四、
- ク 前六〇九、
- キ 前三〇四至十六
- エ 加三〇七、
- ス 加五〇六、七
- ミ 前十五〇一、七
- シ 前十〇二、廿、四〇
- ハ 前八〇二、廿九、後一
- ト 加五〇七
- チ 前十四〇三、前十五〇十

日を守る者も主の爲に守り、日を守らざる者も主の爲に守らず、食ふ者も主の爲に食へり蓋神、不審する事をすれ、ばなり、食ひざる者も主の爲に食はず、此また神に謝する事をせり、我憐のうち己の爲に生おのれの爲に死る者なし、蓋われら生るも主の爲に、い、き、死、る、も、主の、爲に、死、之、の、故に、或、人、生、わ、る、ひ、つ、死、る、も、我、憐、の、み、な、主、の、も、也、夫、キ、リ、ス、ト、の、死、て、復、生、し、り、即、ち、生、者、と、死、者、の、主、と、お、ら、ん、爲、な、り、

爾なん、其兄弟を審判するや、何ん、其兄弟を藐視るや、我憐、ハ、皆、キ、リ、ス、ト、の、墓、前、に、立、べ、き、者、な、り、と、主、の、曰、た、ま、へ、る、ハ、我、の、活、る、神、す、べ、て、の、隣、ハ、我、が、前、に、居、り、凡、の、苦、ハ、我、を、讚、美、す、べ、し、と、有、が、如、し、

是、故、不、我、憐、の、己、の、事、を、神、に、談、ふ、べ、し、

然、然、人、も、し、不、潔、と、意、ハ、

其、人、不、於、て、

即、ち、潔、か、ら、

ざ、る、也、

然、爾、も、し、食、物、の、爲、

ハ、

我、の、死、

を、憂、し、

め、

ハ、

其、行、ふ、

と、

こ、

ら、

愛、の、

道、

を、

合、

之、

キ、

リ、

ス、

ト、

の、

爲、

に、

死、

- イ 前五〇十五
- ロ 前二〇八
- ハ 前十五〇廿二、律十〇
- ニ 前十五〇廿三
- ホ 前二〇六
- ヘ 前八〇七
- ト 前十四〇十五、廿
- チ 前八〇七
- リ 前五〇五

六	不 哥八〇二
七	此 哥八〇六
八	也 本十五〇一、一節十、十五
九	力 羅十五〇二、一節八〇十
十	女 哥八〇七
十一	レ 多 一〇五
十二	ウ 加 六三
十三	ウ 羅十四〇九、一節十、十四、十五、一節二〇、四、五
十四	子 羅六九〇九

十六 玉ひたれバ汝食物に因テ彼を滅すこと勿れキ爾曹の善を以て人に誇る
 十七 ことを爲なかれキ神の國ハ飲食に非キ惟義と和と聖靈を由る歡樂
 十八 ありキ此の如してキリストお事する者ハ神の心に適むた人に善とせらる
 十九 也ト是故に我儕人と和睦せんことと相互に徳を建んこととを追求べし
 二十 食物に因テ神の成る所を毀ること勿れ凡の物み亦潔し然恐り之を食ふて
 二十一 人を礙かする者おハ惡とならん三肉を食ふ酒をのむ何事に由ず爾の兄弟
 二十二 を倒し或ハ礙かせ或ハ懦弱するハ宜らざる也三ならん者信あるか己之れを
 二十三 神の前に守り其許とする所を以て自ら審判する事なき者ハ福あり三疑
 二十四 者もし食はゞ罪を定めらる是信仰に由て食ハざれば也すべて信仰に由て
 二十五 せざる者ハ罪なり
 二十六 然レバ我儕強者ハ強からざる者の懦弱を負て己の心亦慨はざるを
 二十七 も爲べき事也我儕おのの隣の徳を建んために善をもて之を慨はすべ
 二十八 しキリストすら尙おのれを慨はす事をせざるも蓋あんちを誇る者の毀

子 羅十四〇九、一節九
一 八十一
二 哥十四〇六
三 弟五〇三
四 弟四〇廿四、三
五 羅十四〇五、一節三
六 羅十四〇五、一節四、五、一節五、一節六
七 弟十〇四、一節一、二
八 弟十〇四、一節三
九 弟十〇四、一節四
十 弟十〇四、一節五
十一 弟十〇四、一節六
十二 弟十〇四、一節七
十三 弟十〇四、一節七

四 誇リ我に及びべりと録されし如し四從前より録されたる所ハ皆われらに訓
 五 七聖書の忍耐と安慰との言に藉て望を得ざせん爲に録せる也五忍耐と安
 六 慰を予ふる神の爾曹にイエスキリストを效たがひに心を同する事を予
 七 六爾曹をして心を一にし口を一にし神すあはち我儕の主イエスキリス
 八 トの父を讚美し崇しめ給はん事を願へり七是故にキリスト神を崇ん爲に
 九 我儕を縛るが如く爾曹も互に縛べしハ我ハ神の眞理の爲にイエスキ
 十 リストハ割禮の役とあり先祖に約束し給ひしことを堅固せり九また異邦
 十一 人も其務恤に由て神を崇む録して是故に我異邦人の中に在て爾を崇また
 十二 爾の名を讚美すべしと有が如し十また異邦人よ主の民と同一に喜ぶことを
 十三 爲よと云り十一萬邦よ主を讚ふべし萬民よ主を切に頌ふべしと云り十二又ノ
 十四 ザヤ云らくエツサ一の根めざし異邦人を治めんと爲むの興んとす異邦人
 十五 みな之に頼んこと望を予ふる神の爾曹をして聖靈の能に由るの望を大に
 十六 せんが爲に爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給はんことを願

ウ 羅三〇九節至六

リ 羅六〇三十八節六

カ 羅前十六〇十九節至十

ニ 羅前六十至

二	薦む	三	ハ素おほくの人を助す	四	れらハイエスキリストに属て我と共に勤る者あり	五	せり又その家にある教會にも安を問ふ我が愛する所の	六	安を問かれハアシアに於てキリストの初に結べる實なり	七	の苦勞をせしマリアに安を問ふ我と同一に囚人となりし我が親戚なる	八	アンデロニコとジュニアに安を問かれら使徒等の中に各譽ある者あり我	九	先にちてキリストに居し者ありハキリストに在て我が愛するアンピリア	十	トに安を問九キリストに属て我儕と共に勤るサルバノ又わが愛するスタ	十一	クに安を問十キリストに於て鍛錬あるアペレに安を問アリストプロの家	十二	の者に安を問十一わが親戚あるヘロデオナに安を問ナルキノの家ある主に	十三	をる者等に安を問十三バルバインとテラルボサに安を問へ彼等ハ主に於て昔
---	----	---	------------	---	------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	----	----------------------------------	----	-----------------------------------	----	------------------------------------

レ 羅一〇九

リ 徒十五〇五

ハ 羅後三十〇三節前

リ 徒十五〇一

カ 徒十五〇九

ラ 本十〇六節前

ム 創三十

ハ 徒十六

ハ 徒十六

カ 徒十六

二	薦む	三	ハ素おほくの人を助す	四	れらハイエスキリストに属て我と共に勤る者あり	五	せり又その家にある教會にも安を問ふ我が愛する所の	六	安を問かれハアシアに於てキリストの初に結べる實なり	七	の苦勞をせしマリアに安を問ふ我と同一に囚人となりし我が親戚なる	八	アンデロニコとジュニアに安を問かれら使徒等の中に各譽ある者あり我	九	先にちてキリストに居し者ありハキリストに在て我が愛するアンピリア	十	トに安を問九キリストに属て我儕と共に勤るサルバノ又わが愛するスタ	十一	クに安を問十キリストに於て鍛錬あるアペレに安を問アリストプロの家	十二	の者に安を問十一わが親戚あるヘロデオナに安を問ナルキノの家ある主に	十三	をる者等に安を問十三バルバインとテラルボサに安を問へ彼等ハ主に於て昔
---	----	---	------------	---	------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	----	----------------------------------	----	-----------------------------------	----	------------------------------------

レ 羅一〇九

リ 徒十五〇五

ハ 羅後三十〇三節前

リ 徒十五〇一

カ 徒十五〇九

ラ 本十〇六節前

ム 創三十

ハ 徒十六

ハ 徒十六

カ 徒十六

二	薦む	三	ハ素おほくの人を助す	四	れらハイエスキリストに属て我と共に勤る者あり	五	せり又その家にある教會にも安を問ふ我が愛する所の	六	安を問かれハアシアに於てキリストの初に結べる實なり	七	の苦勞をせしマリアに安を問ふ我と同一に囚人となりし我が親戚なる	八	アンデロニコとジュニアに安を問かれら使徒等の中に各譽ある者あり我	九	先にちてキリストに居し者ありハキリストに在て我が愛するアンピリア	十	トに安を問九キリストに属て我儕と共に勤るサルバノ又わが愛するスタ	十一	クに安を問十キリストに於て鍛錬あるアペレに安を問アリストプロの家	十二	の者に安を問十一わが親戚あるヘロデオナに安を問ナルキノの家ある主に	十三	をる者等に安を問十三バルバインとテラルボサに安を問へ彼等ハ主に於て昔
---	----	---	------------	---	------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------------	----	----------------------------------	----	-----------------------------------	----	------------------------------------

勝せし女なり又愛せらるるバルシに安を問かれハ主お居て多く苦勞せ
 し女なり主に選れしルボと其母に安を問かれハ母ハ即ち我母なり
 アスキトリゴソレマバトロバヘリス又彼等と併に在る兄弟に
 安を問十五ピロコシエリヤチリオと其姉妹又オルンバ及び彼等と併に
 る諸の聖徒に安を問爾曹きよき接吻をもて互に安を問キリストの諸の
 教會余んがらに安を問り兄弟よ我んがらに勤む凡ろ爾曹が學する所
 教に反きて守以分たせ又賤かする者を視どめて之を避よ十六此の如き者ハ
 我儕の主イエスキリストに服す己の腹につかふる者なり又言を巧にし媚
 諂ひて質朴なる者の心を欺くなり然るに爾曹の順従ること衆人に傳揚た
 れバ我んがらんの爲に喜べり我んがらが善に智く惡に愚かりんことを
 願ふ平安の神余んがらの足の下に於てサタンを速かに碎くべし我儕の
 主イエスキリストの恩余んがらんと併に在んことを願ふ我と共に勤るラ
 モテ我が親戚ナルキヤンツツシバドロより爾曹に安を問り三此書を筆

ヤ	聖前二〇四節一、
バ	徒九〇二、
サ	聖三〇三五、九四一、
シ	徒七〇廿一、
タ	本廿八〇九、徒十三〇四
ニ	聖三〇廿一、
ホ	徒前五十節一、
ヘ	徒前二十七節五、
ト	徒九〇廿四、
チ	聖前六〇一、聖十七〇十
リ	徒六〇十七、
ヌ	徒六〇十一、
ハ	徒六〇十七、
ニ	聖前六〇一、聖十七〇十
ホ	徒九〇九、
ヘ	聖十〇二、
ト	徒九〇十四、
チ	聖前九〇十四、

三三 ちテラチオ我キリストに於て爾曹に安を問三我ど全會の寓主ガヨス爾曹
 に安を問り邑の庫司ユラストまた兄弟クアルト爾曹に安を問り我儕の
 士イエスキリストの恩なんぢらと僧に在んことを願ふアマノ三聖世の成び
 りし前より隠藏たりしかば萬國の民をして信じ服ハしめんが爲に才窮乏
 き神の命に遵ひ預言者の書に因て顯れし其奧義に循ひて我つたふる福音
 および我が説どこのイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固すること
 を得るの三即ち獨一睿智神に榮光歸さくイエスキリストに由て在んこと
 を願ふアマノ

新約全書羅馬書 終

イ	加二節一〇、
ハ	徒六〇十七、
ニ	聖前六〇一、聖十七〇十
ホ	徒九〇九、
ヘ	聖十〇二、
ト	徒九〇十四、
チ	聖前九〇十四、
リ	聖一〇八、
ヌ	聖八〇七、
ハ	聖一〇六、
ニ	聖三五、徒六〇七、
ハ	聖一〇六、徒五〇三、

新約全書使徒パウロコリント人に贈れる前書
 神の旨により召てイエスキリストの使徒となし給へるパウロ及
 び兄弟ソスマラチニ書をコリントにある神の教會即ちキリストイエスに在
 て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも我儕の處にも諸處に
 於て我儕の士イエスキリストの名を顧者に由て贈る三なんぢら願くハ我
 儕の父ある神および士イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇イエス
 キリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲に我神々
 感謝す蓋なんぢら彼お在て諸事すなわち凡の教訓と凡の知識に富てど
 を得たれば也六是キリストの證なんぢらの中に堅せられしに因て斯て爾
 曹の賜れる所の恩寵かくることさく我儕の士イエスキリストの顯れたて
 どを俟りハ神の終まで爾曹を堅し我儕の士イエスキリストの日に於て爾
 曹に責なからしむらうれ神ハ誠信なり彼なんぢらをして其子われらの主
 イエスキリストの交際に入しめ給へり〇兄弟よ我儕の士イエスキリス